

第6期岩手県障がい福祉計画・第2岩手県障がい児福祉計画（案）の策定について

1 計画の概要

(1) 計画策定の根拠

- ・ 本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条第1項に規定する都道府県障害福祉計画及び児童福祉法第33条の22第1項に規定する都道府県障害児福祉計画であり、**本県の障がい福祉施策を実行するためのサービス提供体制の整備・確保等について定めるものであること。**
- ・ **国の「障害福祉サービス等及び障害児通所施設等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）に即して定めることとされているもの。**

(2) 計画期間

令和3年度～令和5年度の3か年

2 基本的理念

- (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 地域間格差の解消等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障がい福祉人材の確保
- (7) 障がい者の社会参加を支える取組
- (8) 被災地におけるサービス提供体制の復興と障がい者等への支援

3 サービス提供体制の目標・見込量等（令和3～5年度）の主なポイント

※以下は暫定値をもとにした内容であり、今後修正する場合があること。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行は、今後も一定数見込まれるものの、**入所者の高齢化、重度化等により、第5期計画を下回る移行者数を目標値として設定しています。**
- (2) 障がい福祉サービスにおいては、地域生活への移行に伴い、地域生活を支援する**訪問系サービスや日中活動系サービス（生活介護、就労支援、短期入所など）の利用の増加**を見込んでいます。
- (3) 障がい児福祉サービスにおいては、身近な地域での支援ニーズが高まっていることから、生活能力の向上等を支援する**放課後等デイサービス及び療育の必要がある未就学の障がい児の日常生活における基本的な動作の指導を行う児童発達支援の利用の増加**を見込んでいます。
- (4) **障害者支援施設や障害児入所施設については、地域生活への移行の進展を視野に入れながらも、真に入所サービスを必要とする障がい児・者の受入可能な定員数を維持します。**

4 サービス等提供体制の目標・見込量等の達成に向けた方策等

- (1) 関係機関との連携等を通じ地域における障がい児・者のニーズ等を把握し、必要なサービス見込量の確保に向け、**NPO法人等多様な運営主体の参入促進を図るほか、施設等の整備支援等を行います。**
- (2) サービス等に従事する人材を確保するため、**福祉人材センターやハローワークと連携しマッチング支援**を行います。
- (3) サービスの質の向上を図るため、サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者等の専門職員の研修、居宅介護支援や喀痰吸引等、**サービスの直接の担い手の養成**を実施します。